

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

<1. 過去における災害の状況> (廿日市市地域防災計画<資料編>令和7年度)

本市域の災害中最も大きいものは、主として夏季から秋季にかけて来襲する台風によるものである。特に台風の中心が豊後水道、北九州を通って来襲する場合はその強度にもよるが非常に大きな被害を受ける。過去で台風の中心付近が本市域を通過したもので昭和17年、昭和20年、昭和26年等でいずれも甚大な被害をもたらしている。

その他の災害としては、近年は規模の大きな災害が発生し、平成11年6月29日には日雨量177.5ミリを記録した土砂災害や、平成13年3月24日に発生した震度5強、マグニチュード6.7を記録した芸予地震があげられる。

いずれの場合も甚大な被害を受け、このことから示すように、今後、本市においても規模の大きな災害についても十分対処できる体制を備えておく必要がある。

<2. 自然条件 (地勢・地質)> (廿日市市地域防災計画<資料編>令和7年度)

廿日市市は、広島県西部に位置し、沿岸部の廿日市・大野地域、島しょ部の宮島地域、内陸部の佐伯地域、山間部の吉和地域の5地域から成り、総面積は489.49km²で、約80%が林野で占められている。広島湾沿岸（瀬戸内海沿岸部）から西中国山地に至る変化に富んだ拡がりを有し、自然環境に恵まれた市である。

このうち、当商工会地域である佐伯地域及び吉和地域の地勢・地質は概ね次のとおりである。

(佐伯地域)

標高200m以上に位置し、四方を山に囲まれ、北高南低、中央部に盆地を形成し、地域の約87%が山林である。地域の山は、標高1,109mの羅漢山を最高峰として、大峰山、板敷山、鬼ヶ城山、横山と1,000m級の山が背後地を囲み、南部は、三倉山(701m)を筆頭に、勝成山、権現山、空山と600m級の山が連なっている。それらの山間を、小瀬川、玖島川が流れ、その流域に平地が形成されているが、まとまった平坦地は幹線道路沿いに限られている。

北部は、玄武岩、緑色岩山砂利で肥沃しており、杉、桧等が植林され、南部は、花崗岩を中心で、植生は松が主である。

南部は、浸食されやすい花崗岩類、北西部も同様な山砂利層で、ところどころに玄武岩、安山岩を混え、山崩れを起こしやすい状態で、こうした地区が、地域全体の56%を占めている。

(吉和地域)

広島県の北西端、島根・山口両県との県境に位置し、標高は耕地部で平均580m、積雪寒冷地帯に属し、昭和38年に豪雪地帯に指定されている。地域の約97%を山林が占めており、平坦地は極めて少ない。島根・山口・広島の3県境に位置する標高1,339mの冠山をはじめ、十方山(1,318m)、女鹿平山(1,082m)などに囲まれ、地域の中央を太田川が南から北に貫流し、小規模な高原盆地を形成している。

地質の生成は、花崗岩、古生層、玄武岩から成り、そのうち花崗岩、古生層が最も広い面積を占め、わずかに玄武岩がある。また、中央部には、沖積層が分布している。

<3. 自然条件 (河川)> (廿日市市地域防災計画<資料編>令和7年度)

当商工会地域である佐伯地域及び吉和地域の河川は概ね次のとおりである。

(佐伯地域)

地域の西部、羅漢山、青笹山、焼山を源流として南流する小瀬川本流と、大峰山を源流として南流する小瀬川支流玖島川が主な河川である。

小瀬川本流は、飯山ダム、小瀬川ダムを経て、玖島川は、渡ノ瀬ダムを経て、大竹市栗谷で合流し、海に入る。両河川とも、数次の洪水によって、沿岸に多大な損害を与えていた。

(吉和地域)

冠山をはじめ、十方山、女鹿平山、立岩山、小室井山などの山々を水源とする八郎川、細見谷川、中津谷、小川などを合した太田川が主な河川である。

この河川については、台風時の暴風雨、梅雨末期の集中豪雨等によって氾濫する恐れがある。

<4. 土石流危険渓流の状況> (廿日市市地域防災計画<資料編>令和7年度)

	渓流長 (km)	流域面積 (km ²)	保全対象 家屋戸数(戸)
廿日市地域	63.33	22.54	705
佐伯地域	94.68	52.31	1,816
吉和地域	13.60	10.30	188
大野地域	48.67	27.35	1,429
宮島地域	17.09	9.18	892

<5. 急傾斜地崩壊危険箇所の状況> (廿日市市地域防災計画<資料編>令和7年度)

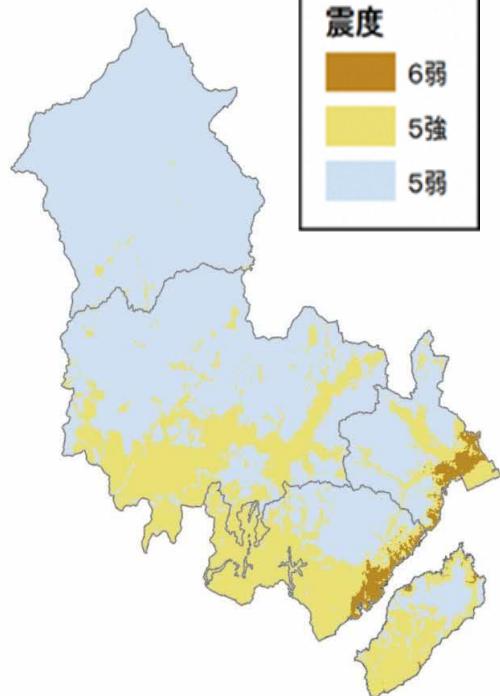
	箇所数	保全対象 家屋戸数(戸)
廿日市地域	204	1,809
佐伯地域	351	946
吉和地域	43	95
大野地域	148	1,003
宮島地域	49	517

<6. 前提とする地震被害想定> (廿日市市地域防災計画<資料編>令和7年度)

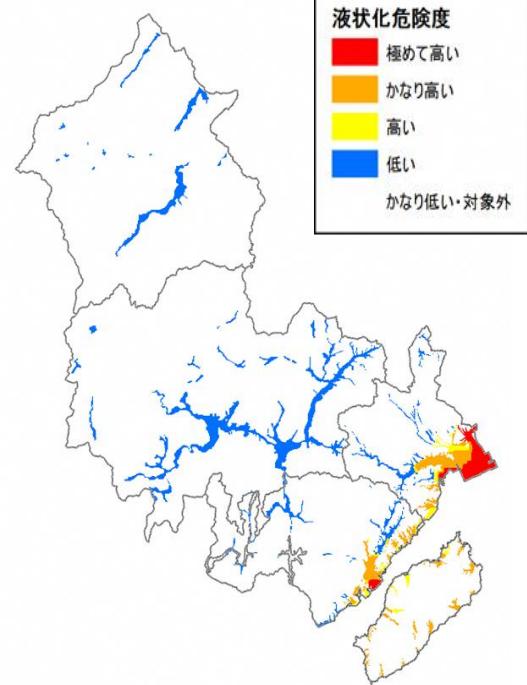
1) 想定地震

広島県による地震被害想定調査報告書（令和7年10月）のうち、「南海トラフ地震」が本市における大規模な地震災害として想定される。

項目	内 容
発生時期等	冬18時又は深夜、最大風速11m/s
震 源 地	南海トラフ震源地
規 模	マグニチュード9.0
市域内の震度	最大震度6弱 下の図(左)
市域内の液状化	下の図(右)



南海トラフ巨大地震の震度分布
(50m メッシュ単位)



液状化危険度分布
(50m メッシュ単位)

2) 被害想定

地震動 液状化	最大震度		6 弱	
	液状化危険度面積率 (%) (PL>15 の面積率)		6. 4	
土砂災害	① 急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	5 3	
	② 地すべり		0	
津波被害	津波の浸水面積 (ha)		4 4 3	
建物被害	全壊の主な原因		液状化	
	全壊棟数 (棟)		9 0 4	
	半壊棟数 (棟)		6, 0 0 1	
	焼失棟数 (棟)		5	
人的被害	死者数 (人)		3 1 0	
	負傷者数 (人)		5 2 6	
	重傷者数 (負傷者の内数) (人)		1 5 6	
ライフライン	上水道 (直後の断水人口) (人)		9, 7 3 4	

施設被害	下水道（直後の機能支障人口）（人）	2, 568
	電力（直後の停電軒数）	552
	通信（直後の電話不通回線数）	228
	都市ガス（1日後の供給停止戸数）	0
交通施設被害	道路（被害箇所数）	46
	鉄道（被害箇所数）	42
生活支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人）	9, 588
	帰宅困難者（人）	3, 944
	食糧の不足量（当日・1日後）（食）	15, 896
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基）	9
経済被害	直接被害（億円）	3, 360

3) その他の地震

広島県による地震被害想定調査結果以外にも、地震調査研究推進本部・地震調査委員会の資料によると、吉和地域を横断する筒賀断層により、M7.8 クラスの地震発生の可能性がある。

＜5. 新型インフルエンザ等の感染症危機を取り巻く状況＞

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。

さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも、重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには、令和2（2020）年以降、新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。

引き続き、世界が新興感染症等の発生のおそれに対する直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。

※防災関連サイト（参考）

- ・廿日市市土砂災害ハザードマップ
<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/3/10181.html>
- ・廿日市市浸水ハザードマップ
<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/3/10185.html>
- ・廿日市市地震防災マップ
<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/3/10177.html>
- ・J-SHIS 地震ハザードステーション（国立研究開発法人防災科学技術研究所）
<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>
- ・広島県地震被害想定調査報告書（令和7年10月）
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kikitorikumi/1181640340970.html>
- ・廿日市市地域防災計画（令和7年10月）
<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/3/10186.html>
- ・内閣感染症危機管理統括庁トップページ
<https://www.caicm.go.jp/index.html>
- ・感染症情報（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekka-kansenshou/index.html

（2）商工業者の状況

①管内の商工業者数等

商工業者等数	455 者（令和7年4月1日現在（※1））
小規模事業者数	385 者（同上）
商工業者の会員数（※2）	308 者（同上）

※1 令和7年度商工会実態調査

2 定款・特別会員除く。

②当会の会員における業種別の商工業者（令和7年4月1日現在）

	商工業者等数	うち小規模業者数
建設業	93	92
製造業	42	36
卸売業	9	9
小売業	55	50
飲食業・宿泊業	25	23
サービス業	57	47
その他	27	26
計	308	283

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

①廿日市市地域防災計画の作成

- ・廿日市市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定により、国の防災基本計画、広島県地域防災計画に基づき、廿日市市地域防災計画を作成。

②ハザードマップの作成及び配布

- ・土砂災害ハザードマップ

廿日市地域、佐伯地域、吉和地域、大野地域、宮島地域でワークショップを開催し、土砂災害（特別）警戒区域等を示したハザードマップの作成・配布。

③洪水浸水ハザードマップ

廿日市地域、大野地域、吉和地域の洪水浸水想定区域等を示したハザードマップの作成・配布。

④地震防災マップ

廿日市地域、佐伯地域、吉和地域、大野地域、宮島地域で南海トラフ地震を想定した揺れの大きさや液状化危険箇所、建物被害の状況を示したマップを作成・配布。

⑤災害に関する情報の発信

・事前周知や広報活動

出水期前等に、広報誌や市ホームページ、FMはつかいちなどにより、災害に備える準備について周知。また、防災に関する動画を作成し、YouTubeやデジタルサイネージで啓発活動を実施。

・避難情報

気象状況等により、避難の必要が生じた場合には避難に関する情報を防災行政無線や、はつかいちし安全・安心メール、FMはつかいちなどにより配信。

⑥防災備品の備蓄

- ・避難所である市民センターや小学校などに生活必需品や防災資材の備蓄

⑦災害協定の締結

- ・災害発生時には、食料品や飲料水などの供給要請ができるよう民間企業と協定の締結
- ・広島県・近隣市町と災害時の相互応援について協定の締結

⑧自主防災組織への支援

- ・住民が中心となる自主防災組織への支援

⑨防災訓練の実施

- ・災害対策本部運営訓練や地震初動対応訓練など災害に備えた訓練を実施

2) 当会の取組

- ・当会単独での開催では受講者確保が困難なため、県連や廿日市商工会議所等が主催する事業者BCPセミナーを案内することで国の施策等の周知機会を確保

- ・広島県中小企業共済組合と連携した損害保険への加入促進

- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、発電機、衛星ネットワーク等）の見直しと追加備蓄

- ・廿日市市が実施する「はつかいちし安全・安心メール配信サービス」の周知

- ・管内経済団体等と連携し設置された委員会への参画

- ・国、県、廿日市の復興支援策（持続化補助金、独自補助制度等）の推進

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援、更新支援として専門家を派遣

- ・単独での計画策定が困難な事業者に連携事業継続力強化計画への参画を推進

内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BCP計画作成	3件以上	3件以上	3件以上	3件以上	3件以上
実績 (単独／連携)	1件 (0者／6者)	1件 (1者／0者)	3件 (2者／6者)	1件 (1者／0者)	4件 (2者／48者)

II 課題

現状、自然災害等に対する事業者への情報伝達手段が確立しておらず、周知徹底が図れていない。事業者もBCPに関する知識や認識が薄く事業者BCPを策定している事業者は少ない。

また、当会は緊急時の具体的な体制やマニュアルは整備したが、実際に自然災害等が発生した際に即行動出来るまでの訓練が不十分である。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウや保険・共済に対する助言を行える職員が十分とは言えない。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させない等のルール作りや、感染拡大に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどの対策が必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後に速やかな復興支援策が行えるよう、また域内での感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制と関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標は、連携事業継続力強化計画を活用しつつ経営指導員一人当たり1者とする。

【成果目標】

内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
BCP計画作成	3者以上	3者以上	3者以上	3者以上	3者以上

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（1）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

（2）事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担・体制を整理し、両者が連携の上、次の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・当会と本市で締結を協議している「災害協定書」や「佐伯商工会BCPマニュアル」（令和2年度に策定。令和7年度に刷新（第2版））と本計画との整合性を図り、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・経営指導員の巡回時や商工会の会報・ホームページ・Facebook、公式LINE並びに市の広報にて、管内のハザードマップ、国の施策、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、国・広島県・廿日市市等が開催するBCP策定講座等を周知し防災意識を高める。
- ・一元的な情報伝達手段が無いため、複数のメディア（FMはつかいち、新聞折込等）を活用し、災害等リスクの周知を図る。
- ・要望のあった事業者に対し事業継続支援の専門家と連携してBCP策定支援を実施する。
- ・策定後も、取組や訓練、計画更新等について指導及び助言を行う。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年度に事業継続計画（佐伯商工会BCPマニュアル）を作成し、令和7年度に第2版を新たに策定。

3) 関係団体等との連携

- ・広島県火災共済協同組合や各損害保険会社に専門家の派遣を依頼して、普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・管内経済団体及び廿日市市と情報共有する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認と継続支援の実施

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。
(訓練は必要に応じて実施する)
- ・備蓄品（発電機、衛星ネットワーク）の稼働テスト及び操作方法の習得を行う。

＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に職員の安否確認を行う。（携帯電話・安否確認サービス 2 （アプリ）・SNS等を活用して職員の安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と廿日市市で情報共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる状況等の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、10日以内に情報共有する。
- ・職員に対しての事務連絡は、安否確認サービス 2 （アプリ）、電話、メール等で行う。

（被害規模の目安は以下を想定）

被害の目安	内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない地区に関しては、大規模な被害が生じているものと想定する。

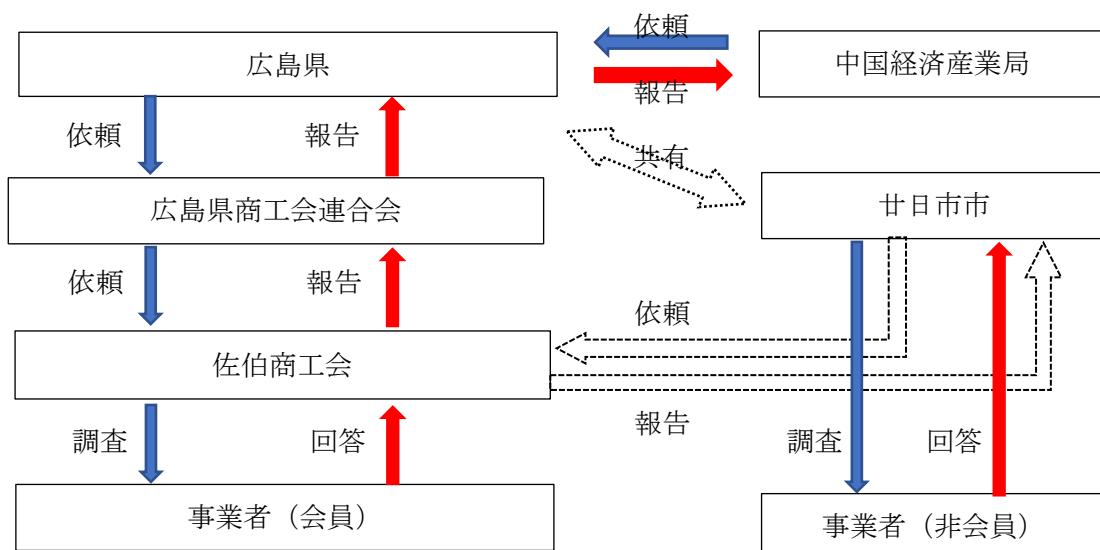
- ・本計画により当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	2週間に1回以上共有する

- ・当市で取りまとめた「廿日市市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、被害状況を全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力し、広島県商工会連合会を経由で県へ報告する。
併せて廿日市市の商工担当部署へ報告する。（メール又はFAX）
- ・感染症流行の場合、国や広島県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、廿日市市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や広島県、廿日市市等の施策）について、地区内の小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・広島県及び廿日市市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や廿日市市、広島県商工会連合会、全国商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

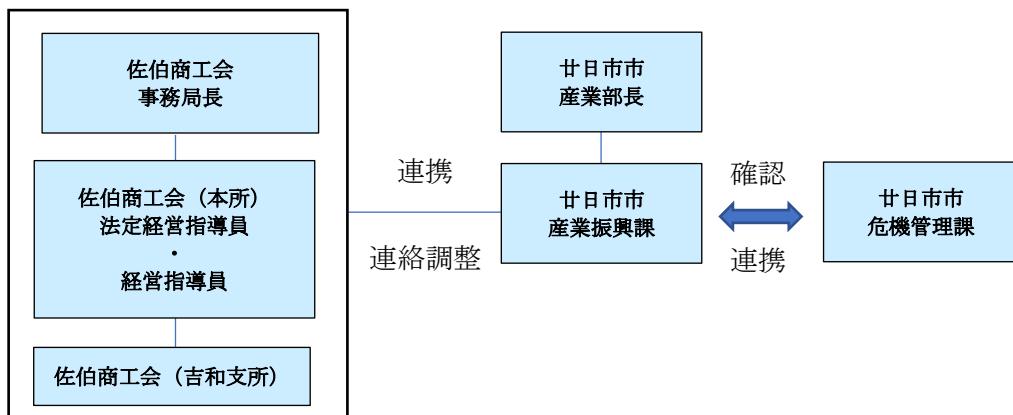
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先
法定経営指導員：武田 俊輔（連絡先は後述（3）①参照）
- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会、関係市連絡先

①商工会

佐伯商工会 経営支援課

〒738-0222 広島県廿日市市津田1963-3

TEL : 0829-72-0690 / FAX : 0829-40-1010 / E-mail : saiki@hint.or.jp

佐伯商工会 吉和支所

〒738-0301 広島県廿日市市吉和1886-1

TEL : 0829-77-2565

②関係市町

廿日市市役所 産業部産業振興課

〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1

TEL : 0829-30-9140 / FAX : 0829-31-0999 / E-mail : sangyo@city.hatsukaichi.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
専門家派遣費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	40	40	40	40	40
チラシ作製費	20	20	20	20	20
通信費	20	20	20	20	20
旅費交通費	10	10	10	10	10
防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

広島県補助金、廿日市市補助金、会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
該当なし	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	